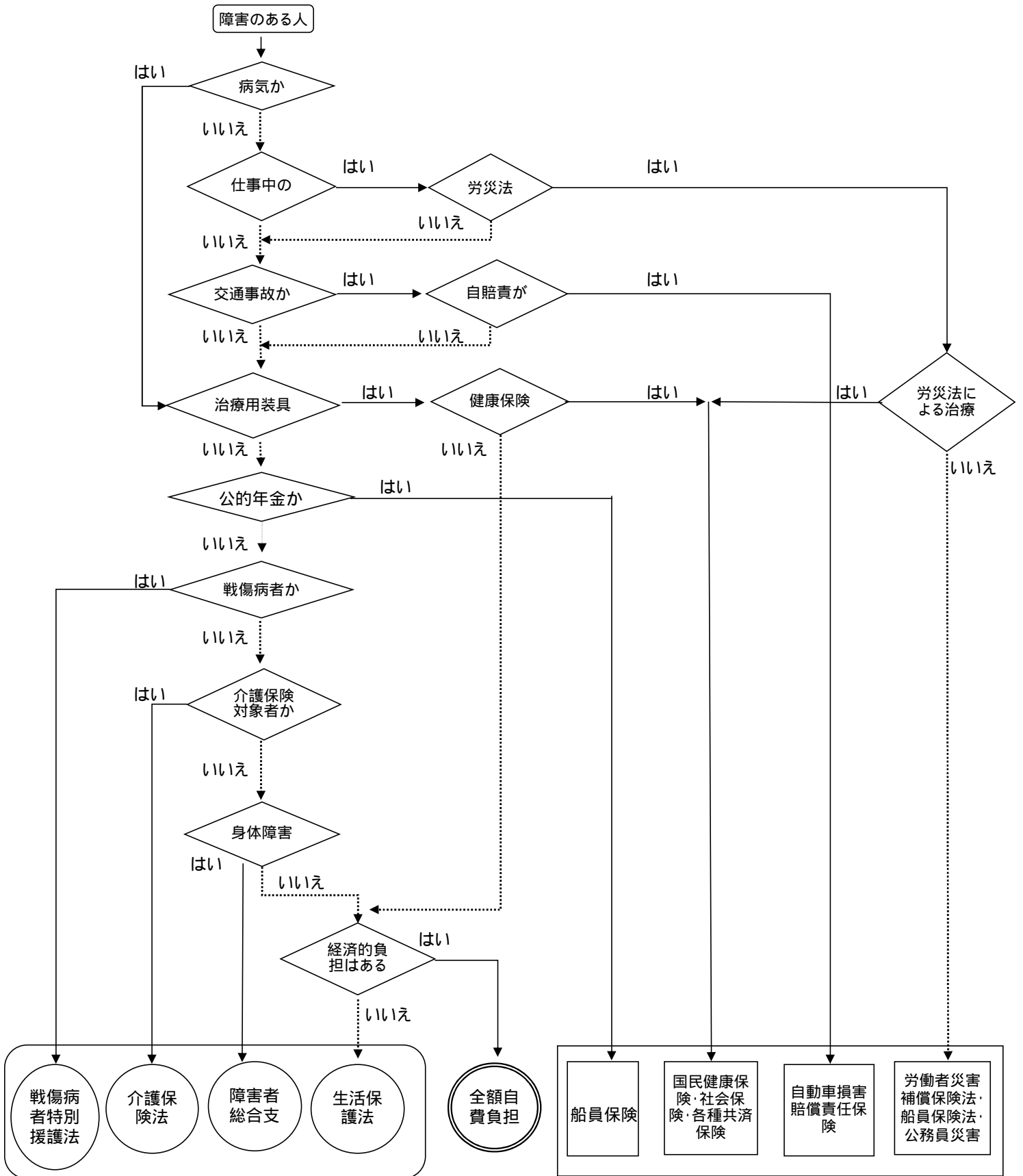


### 第3章 参考資料

#### 1. 福祉用具支給制度選択のチャート



## 2 . 補装具種目別の判定区分

種 目			18歳以上				18歳未満	
			直接判定	文書判定	意見書	申請のみ	意見書	申請のみ
肢 体 不 自 由	義 肢	骨格構造 (注1)						
		殻構造						
	装 具							
	座 位 保 持 装 置							
	車 椅 子 (注2)	レディメイド	手押し型					
		* 内部障害者は文書判定	手押し型以外					
		オーダーメイド						
	電動車椅子 * 内部障害者は意見書の添付要							
	歩 行 器							
	歩行補助つえ (一本つえを除く)							
座位保持椅子・排便補助具・起立保持具・頭部保持具		支給なし						
視 覚	視覚障害者安全つえ							
	義 眼							
聴 覚	眼 鏡	矯正用・遮光用・コンタクトレンズ・弱視用						
	補聴器	ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導式						
音 声 肢 体	人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置 (修理)			(注3)			
	重度障害者用意思伝達装置							

**\*表の見方\***

< 直接判定 > [ 意見書不要 ] センターが身体障害者本人の状態を直接確認することで判定を行い、市町が支給決定

< 文書判定 > [ 意見書 + 判定 ] 補装具費支給意見書をセンターが判定し、その結果に基づき市町が支給決定

< 意 見 書 > [ 意見書のみ ] 補装具費支給意見書の内容から市町が支給決定

< 申請のみ > [ 意見書不要 ] 補装具費支給 (修理) 申請書により市町が支給決定

(注1) 骨格構造義肢は直接判定を原則とするが、来所が困難な場合は、「国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う

補装具関係の適合判定医師研修会を終了している医師」が作成した意見書により判定を受けても差し支えない。

(注2) 施設入所中の障害者より車椅子の相談があった場合は、原則、直接判定 (車椅子を当該施設にて使用する場合)。

(注3) 人工内耳用音声信号処理装置 (修理) については、「補装具費支給意見書」「確認票 (様式35)」「修理見積書」等に基づき、市町が修理決定して差し支えない。

**\*備 考\***

再支給に際し、再支給が認められた場合、前回と同等のものは判定不要。なお、再支給を認める場合は、耐用年数だけで判断せず修理不能な状況等を確認すること。ただし、障害状況等に变化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又は、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合等は判定が必要。

修理に際し、修理が認められた場合、処方内容と同等のものは判定不要。なお、修理を認める場合は、市町で修理箇所等を確認すること。ただし、処方内容から大幅な変更や追加が必要な場合は判定が必要。

借受けの場合は、センターでの判定 (18歳未満を含む) が必要。

### 3.補装具の種類とその解説

#### < 義肢 >

##### (1) 用具の説明

失われた手足の代わりに用いられる人工的な用具で、支持部材の形状によって殻構造と骨格構造義肢に分けられる。

##### ア 殻構造義肢

支持部の形状が多くは、薄肉中空の筒状体で甲殻類の手足の構造に似ており、義肢にかかる外力を強固な殻で負担するように作られている。

##### イ 骨格構造義肢

人間の四肢のように義肢の中央部に柱状の支持部材を用いて各要素部品を結合しており、義肢にかかる外力は柱状の支持部材によって負担するように作られている。

注)義肢・装具・座位保持装置については、「補装具費支給事務取扱要領」(令和3年3月31日障企自発 0331 第1号)においてその製作等に係る詳細が定められている。

##### (2) 基本構造と対象症例

##### ア 義手

上肢切断者に用いる義肢。外観の復元を第一義的に考え、軽量化及び外観の良さを図った装飾用義手、目的とする作業に向くように作業用手先具を差し替えて使用する作業用義手、さらには主として上肢及び体幹の運動を力限として、ケーブルの牽引力により、義手、手先具を制御する能動義手がある。

片側切断者の場合、装飾用を処方される傾向が強いが、生活環境や就労環境によっては、能動式や作業用が処方され、両側切断者では、日常生活の自立のため能動式が処方される。

##### 肩義手

肩甲胸郭間切断、肩関節離断、上腕の短断端切断者に処方される。現状では、残された上肢帯の運動が少ないため、装飾用義手の処方が多い。

##### 上腕義手

上腕切断者に処方される。上肢帯及び肩関節の運動が十分に利用できるため、能動式、作業用、装飾用といった型式を問わず義手による使用効果が期待できる。

##### 肘義手

肘関節離断や上腕の長断端切断者に処方され、上腕義手と同様の使用効果が期待できる。

##### 前腕義手

前腕切断者に処方される。肘関節の機能が利用できるため、義手の使用による上肢機能の獲得には上腕義手以上の大きな期待ができる。

##### 手義手

手関節離断の切断者に処方される。使用効果は前腕義手と同様である。

##### 手部義手

手根部または一部の指が残存した手掌部の切断者に処方される。ほとんどは装飾用であるが、把持動作を行うため、まれに作業用として処方されることもある。

##### 手指義手

指の切断者に処方され、ほとんどが装飾用である。

## イ 義 足

下肢切断者に用いる義肢。日常生活に用いる機能及び外観を備えた常用義足と、作業機能を重視し外観の復元は第二義的に考えた作業用義足とがある。

### 股義足

片側骨盤切除、股関節離断、大腿の極短断端に処方される。体重支持は坐骨と骨盤周囲の軟部組織で行い、義足の懸垂は骨盤にベルトもしくはソケットの一部をかけることで行う。

### 大腿義足

大腿切断者に処方される。体重支持は坐骨と骨盤周囲の軟部組織により行い、義足の懸垂方法により、肩や腰での吊りベルトを使用する差し込み式、ライナー式、吸着式がある。

### 膝義足

膝関節離断者に処方される。体重支持は断端末支持もしくは大腿義足と同じ坐骨での支持が主になり、義足懸垂はライナー式、吸着式と断端の形状を利用して行う。

### 下腿義足

下腿切断者に処方される。体重支持は体重支持部と免荷部とに分けた PTB 式と断端全面で体重支持する TSB 式がある。義足懸垂については、ベルトによるものやソケットで膝を覆うもの、ライナーを使うものがある。

### 果義足

サイム切断者に処方される。体重支持は断端末もしくは PTB 式で行う。義足懸垂については、果部の形状を利用するベルトで行う。

### 足根中足義足

ピロゴフ切断、ショパール切断、リスフラン切断、中足骨切断など足部切断者に処方される。足根部の変形に注意して処方する。主として足袋型が使用される。

### 足指義足

足指の切断者に処方される。義足をスリッパの前半分のように装着する。

## < 装 具 >

### (1) 用具の説明

肢体の麻痺による機能低下の補完、変形に対する矯正、体重の支持、異常な運動に対する固定や運動の制限などに使用するための用具。

### (2) 基本構造

障害の部位に応じそれぞれ次のように分類される。

#### ア 下肢装具

立位保持(関節固定)、拘縮、変形の予防及び矯正、不随意運動の抑制、体重の支持及び免荷を目的として下肢に用いる装具。

(股装具、先天性股脱装具、内反足装具、長下肢装具、膝装具、短下肢装具、ツイスター、足底装具)

#### イ 靴型装具

足部を覆う装具で、内反・外反・扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対応し、疼痛や圧力集中の軽減を図り障害が目立たぬように補正する。靴及び靴に類似の形をしたものをいう。

(長靴、半長靴、チャッカ靴、短靴)

#### ウ 体幹装具

障害部位の固定または保持、体幹の変形防止・矯正、不随意運動の抑制を目的として体幹に用いる装具。

(頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側彎症装具)

#### エ 上肢装具

機能を失った筋または起動力の代用、弱い筋または関節の補助、固定・保持及び矯正、牽引を目的として上肢に用いる装具。

(肩装具、肘装具、手関節背屈保持装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP 屈曲補助及び伸展補助装具、指装具、BFO)

### < 座位保持装置 >

#### (1) 用具の説明

長時間座位姿勢をとることができない者または自力で座位姿勢を保持できない者に対し、安定した座位姿勢の保持を可能とするために用いられる用具。座位に類似した姿勢(立位姿勢、臥位姿勢等)を保持する機能を有する装置も含む。

#### (2) 基本構造

身体支持部、構造フレーム、付属品及び完成用部品等を組み合わせて製作する。支持部の主な形状は次のとおり。

##### ア 平面形状型

採寸により製作されるもので、平面を主体として構成された支持面をもつ。

##### イ モールド型

採型により製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面をもつ。

##### ウ シート張り調整型

支持面のシートまたは複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応するもの。

支持部と組み合わせる構造フレームとして、「ティルト機構【注1】」及び「車いすとしての機能」を付加することができる。

【注1】ティルト機構:体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構である。

#### (3) 給付対象者

体幹及び四肢の機能障害により座位を保持する能力に障害がある者。

### < 車椅子 >

#### (1) 普通型

##### ア 基本構造等

折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。日本工業規格(JIS T 9201-1998)に準拠しているものをいう。

##### イ 給付対象者

車椅子の対象者は、身体障害による歩行障害があり義肢・装具等の他の補装具によっても移動が困難であると医学的に判断できる者である。

(2) リクライニング式普通型

ア 基本構造等

バックサポートの角度を変えることができるもの。その他の構造は普通型と同じである。

イ 給付対象者

原則として次に示すような者。

頸髄損傷者等で低血圧発作を起こしやすいため、随時、仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。

リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時、仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者。

(3) ティルト式普通型

ア 基本構造等

座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。

イ 給付対象者

原則として次に示すような者。

脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者。

(4) リクライニング・ティルト式普通型

ア 基本構造等

バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他の構造は普通型と同じである。

イ 給付対象者

原則として 及び 又は を示すような者。

脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者。

頸髄損傷者等で低血圧発作を起こしやすいため、随時、仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。

リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時、仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者。

(5) 手動リフト式普通型

ア 基本構造等

乗車時にレバーを操作することによって座面を上下(床面から概ね70cmの安全な範囲で調整)できるリフト機能を持たせてあるものであり、その他の構造は普通型と同じである。

イ 給付対象者

車椅子乗降において一部介護を受けている者のうち、当該車椅子を使用することによって自力乗降が可能となる等、日常生活または社会生活において真に必要な者。

- (6) 前方大車輪型
- ア 基本構造等  
車椅子の前方に大車輪(駆動輪)があり、後方に自在輪(キャスター)がある折りたたみ式のもので、その他については普通型に準ずる。
- イ 給付対象者  
普通型車椅子より小回りが利き、操作部位が前方に位置するため、上肢に障害のある者に適する。操作性において難しい面があること、乗降しにくいことから適する者は限定される。
- (7) リクライニング式前方大車輪型
- ア 基本構造等  
バックサポートの角度を変えることができるものであり、その他の構造は前方大車輪型と同じである。
- イ 給付対象者  
前方大車輪型の操作が可能であり、障害の状況からリクライニング式を必要とする者。
- (8) 片手駆動型
- ア 基本構造等  
片側にハンドリムを二重に装着してあるもので、折りたたみ式である。付属品等の取り扱いについては普通型車いすに準ずる。
- イ 給付対象者  
障害状況が片麻痺等で健肢に相当程度の握力があり、効果的に操作が可能な者。
- (9) リクライニング式片手駆動型
- ア 基本構造等  
バックサポートの角度を変えることができるものであり、その他の構造は片手駆動型と同じである。付属品等の取扱いは普通型に準ずる。
- イ 給付対象者  
片手駆動型車椅子の操作が可能であり、障害の状況からリクライニング式を必要とする者。
- (10) レバー駆動型
- ア 基本構造等  
レバー1本で駆動操作ができ、片麻痺などの障害に適應する。付属品等の取扱いは普通型に準ずる。
- イ 給付対象者  
片麻痺等で上肢機能障害があるため、両上肢による駆動が困難な者。
- (11) 手押し型
- ア 基本構造等  
原則として介助者が押して使用するもので、ハンドリムはついていない。  
A:大車輪のあるもの  
B:小車輪のあるもの
- イ 給付対象者

上肢での駆動が不能な者、又は下肢でしか駆動ができない者など障害の状況から車椅子の操作が難しく、移動は主に介助者によるもの。認知力その他の障害により、安全な車椅子操作が難しい者。

(12)リクライニング式手押し型

ア 基本構造等

原則として介助者が押して駆動するもので、バックサポートの角度を変えることができるものであって、その他は手押し型Aと同じ。なお、付属品等の取り扱いは普通型に準ずる。

イ 給付対象者

手押し型の対象者で、障害の状況から背もたれのリクライニングを必要とする者。

(13)ティルト式手押し型

ア 基本構造等

原則として介助者が押して駆動するもので、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができ、であって、その他は手押し型Aと同じ。なお、付属品等の取り扱いは普通型に準ずる。

イ 給付対象者

手押し型の対象者で、障害の状況からティルトを必要とする者。

(14)リクライニング・ティルト式手押し型

ア 基本構造等

原則として介助者が押して駆動するもので、バックサポートの角度を変えることができるものであって、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。なお、付属品等の取り扱いは普通型に準ずる。

イ 給付対象者

手押し型の対象者で、障害の状況から背もたれのリクライニング・ティルトを必要とする者。

< 電動車椅子 >

構造的には車椅子と同様であるが、車椅子の下部に搭載した自動車用蓄電池(バッテリー)等を電源とし、モーターにより車輪を駆動させて移動する。なお、操作は、手元に取り付けられたコントロールボックス等により行う。

(1)普通型

ア 基本構造等

日本工業規格(JIS T 9203-1999)による。電動モーターで駆動する車椅子で、座面及び背もたれは固定されている。時速は、4.5 kmと6 kmのものがある。

イ 給付対象者

給付対象者は、重度の歩行困難者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代償できない者。

(2)簡易型

ア 基本構造等

車体は手動車椅子であるが、駆動輪に取り付けた電動ユニットにより電動車椅子



として走行するもの。

切替式：電動力走行と、手動力走行の切替えが可能なもの。

アシスト式：駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。

イ 給付対象者

頸随損傷者等で、この車椅子を利用することにより、残存機能を維持しながら、坂道、悪路、長距離移動における負担の軽減が図れる者。

(3) リクライニング式普通型

ア 基本構造等

手でバックサポートの角度を変えることができるもの。

イ 給付対象者

原則として次に示すような者。

頸随損傷者等で低血圧発作を起こしやすいため、随時、仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。

リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があって座位を長時間保持できないため、随時、仰臥姿勢をとることにより座位による生体動作を回復する必要がある者。

(4) 電動リクライニング式普通型

ア 基本構造等

電動でバックサポートの角度を変えることができるもの。

イ 給付対象者

リクライニング式電動車椅子の使用が困難で、この車椅子を使用することにより自力でリクライニング操作が可能となる者。

(5) 電動リフト式普通型

ア 基本構造等

電動で座面の高さを変えることができるもの。

イ 給付対象者

手動リフト付車椅子の使用が困難な者で、この車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者。

(6) 電動ティルト式普通型

ア 基本構造等

電動で座面とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。

イ 給付対象者

普通型電動車椅子の要件を満たし、脳性麻痺・頸随損傷・進行性疾患等による四肢麻痺や関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等で、この電動車椅子を使うことにより、自力でティルト操作が可能となる者。

(7) 電動リクライニング・ティルト式普通型

ア 基本構造等

電動でバックサポートの角度を変えることができ、座面とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。

## イ 給付対象者

電動リクライニング式普通型及び電動ティルト式普通型の要件を満たす者で、リクライニング式とティルト式の両方の機能を必要とする者。

## < 歩行器 >

### (1) 用具の説明

つえだけでは不安定なため立位や歩行が困難な者の歩行補助に用いられる用具。

#### ア 六輪型

前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。

(対象者)

四肢、体幹の筋力低下などにより、立位保持が困難な者で、他の歩行器では安定走行に支障があるもの又は、室内の環境等により、狭い場所での旋回が必要となるもの。

#### イ 四輪型

フレームの前後に2輪ずつ、計4輪の車輪が取り付けられているタイプ。方向転換が容易となるよう前輪が自在車輪となっている。また、椅子型歩行器としても活用できる腰掛け付もある。

(対象者)

四肢、体幹の筋力低下などにより、立位保持が困難な者で、肘掛を必要とするもの。把持能力の不十分な者や立位耐久性が著しく低いものには加えて腰掛けつきが適応となる。

#### ウ 三輪型

自在輪としての前輪が1輪、後輪が2輪の3輪タイプ。

(対象者)

下肢・体幹の筋力低下などがあるが、上肢機能は比較的保たれておりハンドルを握ることでバランスが保たれ、速度調整などを安全にできる者。

#### エ 二輪型

前輪が二輪、後輪の代わりに固定式の脚を有するタイプ。

(対象者)

四点の支持で安定が得られる者で、上肢の筋力低下等があり、軽い抵抗で操作できる者。

#### オ 固定型

車輪の代わりに4脚を有するタイプ。

(対象者)

下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持により直立姿勢を保てる者。使用時に持ち上げて歩行できるだけの上肢機能とバランス能力のある者。

#### カ 交互形

車輪の代わりに4脚を有し、左右両サイドの2脚を交互に前に出すことによって移動を補助するタイプ。

(対象者)

体幹の障害がある者で、体幹の回旋運動に乏しく歩行パターンの獲得を必要とする者。下肢への荷重は難しいが、上肢機能が比較的良く、四点支持にて直立姿勢を保てる者。使用時に持ち上げて歩行できるだけの上肢機能とバランス能力の

ある者。

(2)基本構造等

主体の材質としては、金属製パイプの組み合わせにより構成されているものであり、車輪付きの二輪型、三輪型及び四輪型、六輪型と車輪を有しない固定型及び交互型に分類される。

(3)給付対象者

歩行器によらないと歩行が困難な者。

< 歩行補助つえ >

(1)用具の説明

ア 松葉杖つえ

脇当てがつき、松葉形をしている杖で、通常2本1組で使用する。

(対象者)

歩行が障害され、腋窩支持を必要とする者。

イ カナディアン・クラッチ

上腕三頭筋の筋力低下の場合に用いられ、肘つえとも呼ばれる。

(対象者)

肘関節の伸展筋力低下のため、ロフストランドクラッチや松葉つえの使用が困難な者。

ウ ロフストランド・クラッチ

前腕支えと握り(ハンドグリップ)で、腕に固定するようにして使用するタイプ。

(対象者)

軽度のバランス能力低下が認められ、握力が低下している者。

エ 多脚つえ

地面との接点が3点～4点あり、安定性が良い軽量の杖。

(対象者)

中枢神経麻痺等で歩行が高度に障害され、他の歩行補助杖では歩行能力が改善されないもの。

オ プラットホーム杖

つえが必要だが握力が弱く保持ができないもの、リウマチなどで前腕部による体重支持が必要な場合に使用する。

(2)基本構造等

つえの種類及び主体の材料により基準額が設定されているほか、夜光材付きとした場合及び外装を白色または黄色ラッカーを使用した場合の加算額が設定されている。

(3)給付対象者

ア 身体障害者

比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助つえの使用により歩行機能が補完される者。

イ 身体障害児

原則として体幹機能障害を有する児童のうち、杖を用いれば歩行が可能な児童。

## < 視覚障害者安全つえ >

### (1) 用具の説明

視覚障害者の移動に必要な用具。道路交通法(昭和35年法律第105号)に携帯義務が規定されているほか、外装(色)についても、白色または黄色であることが道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)で定められている。

#### ア 普通型

直杖、棒状になっており、一般的な長さは85cm～140cm程度。

#### イ 携帯用

##### 折りたたみ式

3段または4段に折りたたみ可能で、本体の中にひもゴムまたはワイヤーを通してあり、バラバラにならないようになっているもの。

##### スライド式

3段または4段に収納されており、先端部を引き伸ばして固定するもの。

##### ねじ式

引き伸ばしてねじるとそこで固定し、長さの調整が可能なもの。

#### ウ 身体支持併用

主に身体を支えながら歩行すると共にシンボルケインとして使用される。

直式又は折りたたみ式若しくはスライド式があり、持ち手はT字型グリップ、先端は滑り止めゴム足が付属している。

### (2) 基本構造等

主体の材質は、グラスファイバー、木材、軽金属とし、杖の先端に合成樹脂または金属(アルミニウム合金)製の石突が取り付けられている。用途によって、直式形状の普通用、折りたたみ式もしくはスライド式の携帯用に区分されほか、主体が軽金属の身体支持機能を併用した物もある。付属品として、夜光装置(反射テープを貼り付けたもの)、ベル(音の出る装置を内蔵するもの)、ゴムグリップ(握り部分をゴムで覆ったもの)の加算が設定されている。

### (3) 給付対象者

視覚障害者(児)

## < 義眼 >

### (1) 用具の説明

事故または疾病により眼球を摘出した場合等に用いられる装飾的な意味合いをもつ用具。視覚を回復する機能は持たない。

### (2) 基本構造等

プラスチックまたはガラスを主体の材質とし、レディメイド、オーダーメイドに区分され、それぞれの基準が設定されている。

なお、一体成形という用具の構造上、修理を行うことは不可能であることから修理基準は定められていない。

### (3) 給付対象者

無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とする者で、義眼の装着により容姿の改善が図れる者。

## < 眼鏡 >

### (1) 用具の説明

屈折異常や弱視等の視覚障害を補うほか、網膜色素変性症などの障害者の眼球保護に用いられる用具。視覚障害者の障害の程度、状況により次の5種類に区分されている。

#### ア 矯正用

近視、遠視、乱視等、網膜で焦点が正しく結ばれない場合にレンズを用いて矯正を行うための眼鏡である。焦点距離による度数に応じて、6D未満、6D以上10D未満、10D以上20D未満、20D以上の4種類に区分される。

#### イ 遮光用

網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーにより羞明感等を和らげる必要が有る者の視力低下の進行を緩和するため遮光レンズ入り眼鏡である。なお、着色レンズを使用し、矯正眼鏡と同様の焦点距離による度数に応じた種類に区分されている。

#### ウ コンタクトレンズ

小型レンズを角膜の表面に装着して使用するものであり、主材料はプラスチックとしている。

#### エ 弱視用

ルーペを眼鏡に組み込んだ掛け眼鏡式と手に持って使用する焦点調整式の2種類のタイプがある。

### (2) 基本構造等

矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用の区分毎に支給基準が設定されているほか、枠(枠はセルロイド製を原則とする。)、矯正用レンズ、遮光用レンズの交換に係る修理基準が設定されている。

### (3) 給付対象者

視覚障害者(児)のうち、目の保護(装飾を含む)のために必要とする者もしくは矯正用眼鏡等を使用することにより視力の向上が見込まれる者。

## < 補聴器 >

### (1) 用具の説明

小さな音を大きく増幅して聴かせる携帯型の用具。補装具の交付基準上では8区分に分類されるが、それぞれの主な特徴は次のとおりである。

#### ア 高度難聴用ポケット型

マイクロホンが組み込まれた箱形の本体をポケット等に入れて、コード付きのイヤホンで聴くタイプ。本体を相手に近づけて聴くことも可能。ポケット形とも呼ばれる。

#### イ 高度難聴用耳かけ型

耳介の後ろに掛けて使用する小型のもので、肌に近い色をしており装用が目立たないタイプである。

#### ウ 重度難聴用ポケット型

下記に示したWHOによる難聴の程度分類が重度難聴である者に対応するポケット型補聴器。

WHOによる難聴の程度	
Mild	26～40dB(軽度)
Moderate	41～55dB
Moderately Severe	56～70dB(中等度)
Severe	71～90dB(重度)
Profound	91dB以上(重度に含む)

#### エ 重度難聴用耳かけ型

ウの耳かけ型タイプ。離れた相手のマイクロホンからの電波を受信して声を聴くことができるFM型と呼ばれるタイプもある。

#### オ 耳あな型(レディメイド)

マイクロホンごと耳介の中に入ってしまう小型の補聴器で、既製品をいう。

#### カ 耳あな型(オーダーメイド)

オと同じタイプであるが、耳に入る部分を使用者に合わせて作成するモジュラータイプと耳型と聴力をもとに注文製作するオーダーメイドがある。

#### キ 骨導式ポケット型

マイクロホンからの電気信号を振動に変えて、頭蓋骨を振動させて音を伝えるタイプ。

#### ク 骨導式眼鏡型

キの本体を眼鏡のフレームの中に組み込んだもの。

### (2)基本構造等

日本工業規格(JIS C 5512-2000)による 90dB 最大出力音圧のピーク値の表示値が 140dB 未満のものである高度難聴用ポケット型から耳あな型(オーダーメイド)までの6区分、及び IECpub118-9 による 90dB 最大フォースレベルの表示値が 110dB 以下のものである骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型の2区分に分類される。

### (3)給付対象者

聴覚障害者(児)のうち、補聴器を使用することにより医学的に聴力レベルの向上が図れる者。

耳あな型補聴器の対象者は、ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。特にオーダーメイドの交付にあたっては、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者に限る。

骨導式補聴器の対象者は、原則として、伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者または外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、既製の耳栓またはイヤーマールドの使用が困難な者。

## < 重度障害者用意思伝達装置 >

### (1)用具の説明

四肢や言語機能の障害により意思伝達手段を持たない方が、文字入力等により意思を容易に他者に伝える機能を備えた装置。入力装置として、タッチセンサー、光電センサー、筋電センサーなどの障害に応じて操作可能なスイッチを備える。

### (2)基本構造等

ソフトウェアが組み込まれた専用のパソコン及びそれに類するハードウェアとプリン

タなどからなる。障害に応じて操作可能な特殊なスイッチ類を備える。また、それぞれを固定する装置も含まれる。

(3) 給付対象者

両上下肢の機能全廃及び言語機能を喪失したものでコミュニケーション手段として必要があると認められる者・児。または進行性疾患で、近い将来同等の障害を有する可能性が高いと医学的に認められる者・児。

< 座位保持椅子 >

(1) 用具の説明

体幹機能障害等により座る姿勢が保てない身体障害児に対し、児童の機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定させるためのパッド等の付属品を装着し、座位姿勢の保持を可能とする機能を有する用具。車載用の物も含む。

(2) 基本構造等

木材またはアルミニウム管を主材料とする。

(3) 給付対象者

長時間座位姿勢をとることができない身体障害児または自力で座位姿勢を保持できない身体障害児。

< 起立保持具 >

(1) 用具の説明

体幹機能障害等で起立姿勢が保てない身体障害児に対し、その立位保持のために用いられる用具。

(2) 基本構造等

木材を主材料とする。

(3) 給付対象者

体幹機能障害等がある身体障害児で、立位が困難な者。

< 頭部保持具 >

(1) 用具の説明

身体障害児の頭部を安定させるための用具。車いすや座位保持いすなどに取り付けて使用されるもので、単体で用いられることはない。

(2) 給付対象者

障害の状況により頭部の安定を図ることが困難な身体障害児。

< 排便補助具 >

(1) 用具の説明

普通便所で排便が困難な場合に用い、座位による排便を容易にするための用具。身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等の装着または背も

たれ及び肘掛けを有する椅子状のものであり、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、移動可能なものに限る。

(2)基本構造等

木材を主材料とする。

(3)給付対象者

座位による排便が困難な身体障害児。



#### 4. 補装具の耐用年数

区分	名称	型式	耐用年数
義手 殻構造	上腕義手	装飾用	4
		作業用	3
		能動式	3
	肩義手	装飾用	4
		作業用	3
		能動式	3
	肘義手		3
	前腕義手		3
	手義手		3
	手部義手	装飾用	1
作業用		2	
手指義手	装飾用	1	
	作業用	2	
義足 殻構造	股義足		4
	大腿義足	常用	3
		吸着式	5
		作業用	3
	膝義足	常用	3
		作業用	2
	下腿義足		2
	果義足		2
	足根中足義足	鋼板入り	2
足袋型		1	
足指義足		1	
義肢 骨格構造	パイプ(チューブアダプター)		5
	継手類		3
	リストメタル		3
	手部		3
	ターンテーブル		3
	手袋・足部		1.5
	フォームカバー(義手用)		1.5
	フォームカバー(義足用)		0.5
	その他の小部品(消耗品)		1
	下肢装具	股装具	金属棒・硬性
軟性			2
長下肢装具			3
膝装具		両側支柱	3
		硬性	3
		スウェーデン式	2
		軟性	2
短下肢装具		両側支柱	3
		片側支柱	3
		S型支柱	3
		鋼線支柱	3
		板ばね	3
		硬性(支柱あり)	3
硬性(支柱なし)		1.5	
軟性		2	
ツイスター		軟性	2
		鋼索	3
足底装具			1.5
靴型装具			1.5

区分	名称	型式	耐用年数
体幹装具	頸椎装具	金属棒	3
		硬性	2
		カラー	2
	胸椎装具	金属棒	3
		硬性	2
		軟性	1.5
	腰椎装具	金属棒	3
		硬性	2
	軟性	1.5	
	仙腸装具	金属棒	硬性
軟性			2
骨盤帯		硬性	1.5
		軟性	2
側弯症装具	ミルウォーキー型	金属棒	2
		硬性	2
	軟性	硬性	1
		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
	肘装具	両側支柱	3
		硬性	3
	軟性	2	
他の上肢装具		3	
座位保持装置		3	
視覚障害者 安全つえ	普通型	繊維複合材料	2
		木材	2
		軽金属	5
	携帯用	繊維複合材料	2
		木材	2
		軽金属	4
身体支持併用	軽金属	4	
義眼	レディメイド		2
	オーダーメイド		2
眼鏡	矯正用・遮光用・コンタクトレンズ・弱視用		4
補聴器			5
車椅子・電動車椅子			6
歩行器			5
重度障害者用意思伝達装置			5
歩行補助つえ	松葉づえ	木材	2
		軽金属	4
	カナディアン・クラッチ		4
	ロフトランド・クラッチ		4
	多脚つえ		4
プラットホーム杖		4	
児童のみ	座位保持椅子		3
	起立保持具		3
	頭部保持具		3
	排便補助具		2

身体障害児の義肢・装具の耐用年数は、成長過程ということを考慮し使用年数が定められています。

## 5.身体障害児の義肢・装具の使用年数

### 殻構造義手・義足

年 齢	使用年数	備 考
0 歳 1～2 歳 3～5 歳 6～14 歳	4 月 6 月 10 月 1 年	
15～17 歳	1年6月	<p>次については、左記使用年数にかかわらず、1年とすること。</p> <p>1 義肢本体のうち 「手部義手」の「装飾用」、 「手指義手」の「装飾用」、 「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」</p> <p>2 完成用部品のうち 「手部（手袋以外の手先具）」、 「手袋」及び「足部」</p> <p>3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」</p>

### 骨格構造義手・義足

年 齢	使用年数	備 考
0～14 歳	1 年	「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。
15～17 歳	1年6月	<p>1 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。</p> <p>2 「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。</p>

### 装 具

年 齢	使用年数	備 考
0 歳 1～2 歳 3～5 歳 6～14 歳	4 月 6 月 10 月 1 年	
15～17 歳	1年6月	<p>次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。</p> <p>1 装具本体のうち「側彎症装具」の「硬性」・「軟性」</p> <p>2 完成用部品のうち「足部」</p> <p>3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」</p>

6.関係様式 別表

	種別	書式名称	様式
依頼書		判定依頼書	様式 1
		意見書交付依頼書	様式 2
意見書 ・ 処方箋	義肢・装具	補装具費支給意見書(義肢・装具)	様式 3
		殻構造義手処方箋	様式 4
		殻構造義足処方箋	様式 5
		骨格構造義手処方箋	様式 6
		骨格構造義足処方箋	様式 7
		上肢装具処方箋	様式 8
		下肢装具・靴型装具処方箋	様式 9
		体幹装具処方箋	様式 10
	座位保持装置	補装具費支給意見書(座位保持装置)	様式 11
		座位保持装置処方箋	様式 12
	車椅子	補装具費支給意見書(肢体)	様式 13
		補装具費支給意見書(心臓)	様式 14
		補装具費支給意見書(呼吸)	様式 15
		車椅子処方箋	様式 16
	電動車椅子	補装具費支給意見書(肢体不自由障害)	様式 17
		補装具費支給意見書(心臓機能障害)	様式 18
		補装具費支給意見書(呼吸機能障害)	様式 19
		電動車椅子処方箋	様式 20
	重度障害者意思伝達装置	補装具費支給意見書(重度障害者意思伝達装置)	様式 21
		重度障害者意思伝達装置処方箋	様式 22
	眼鏡等	補装具費支給意見書(眼鏡等)	様式 23
	補聴器	補装具費支給意見書(補聴器)	様式 24
人工内耳(修理)	人工内耳用音声信号処理装置(修理)確認票	様式 35	
歩行者・座位保持椅子・起立位保持具・頭部保持具・排便補助具	補装具費支給意見書・処方箋(歩行者・座位保持椅子・起立位保持具・頭部保持具・排便補助具)	様式 34	
特例補装具	特例補装具費支給意見書	様式 25	
調査書	電動車椅子	電動車椅子環境調査書	様式 26
	重度障害者意思伝達装置	重度障害者意思伝達装置調査書	様式 27
	文書判定用	補装具文書判定に関する調査書	様式 28
	直接判定用	補装具直接判定に関する調査書	様式 29
	介護保険対象者用	介護保険に係わる調査書	様式 30
	補聴器	両耳申請に係わる調査書	様式 31
		耳あな型申請に係わる調査書	様式 32
	骨格構造義足用	骨格構造義足判定依頼調査書	様式 29のア
骨格構造義足申請理由書		様式 33	

## 7.車椅子付属品「クッション」の判定基準

車椅子を使用する際に、下記の障害状況に該当する場合は、クッションの交付対象とします。  
単に座り心地を良くする目的で交付するのは適当ではありません。褥瘡や皮膚の状態、感覚障害の有無、局所圧迫の有無、座位バランス能力など、医師等の専門職の評価に基づき、意見書又は処方箋への記載が必要です。  
既往が無くても以下などの動作状況により褥瘡などの発生が予想される場合は適応可能です。  
褥創はIAETの分類 (IAET:International Association for Enterostomal Therapy) の Ⅱ度以上を指します。 厚生省老人保健課監修：褥創の予防・治療ガイドライン2001.4

種 類	適応の目安		クッション構造の特徴・その他特記事項	
	身体状況	動作状況		
座 面 ク ッ シ ヨ ン	ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造	車椅子を長時間使用し、臀部や背部に常に痛みや発赤などがある、感覚の低下などがある場合	除圧の動作が不十分な場合	
	ゲルとウレタンフォームの組み合わせ	車椅子を長時間使用し、臀部や背部に常に痛みや発赤などがある、知覚障害がある、臀部に褥瘡の既往がある場合	除圧の動作が不十分な場合	
	バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの	臀部に褥瘡がある、あるいは既往があり再発しやすく、かつ骨盤の傾斜などがありクッションによる支持を要する場合 座位のバランスが良好な場合 週1回程度の空気圧調整ができること	四肢麻痺などのために除圧動作が困難な場合	空気量をバルブにより調整し、クッションの堅さや形状を臀部や大腿部に合わせる機能があるもの。 空気室が単一のもの。
	フローテーションパッド	高度の知覚障害があり、臀部に褥瘡がある、あるいは既往があり再発しやすい場合	四肢麻痺などのために除圧動作が困難な場合	素材が柔らかく、支持性が低いため、体重が重いと潰れる事に注意する。その場合、「ゲルとウレタンフォームの組み合わせ」が適当な場合がある。本体が不安定なため三層構造が必要な場合は、三層構造加算を行う。
	特殊な空気室構造のもの	フローテーションパッドやクッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)を使用しても褥創発生が頻回、または褥瘡の治癒困難、かつ座位安定性が得られない場合 週1回程度の空気圧調整ができること 頸髄損傷、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、進行性筋ジストロフィー症(PMD)などの全身性障害の状況により適用する	四肢麻痺などのために除圧動作が困難な場合	空気室が複数のもの
そ の 他 の ク ッ シ ヨ ン	クッション	大腿部の外転又は内転傾向が強い、又は体幹機能の障害により体幹が側方に傾き、局所圧迫による褥瘡などのおそれがあり、外転又は内転防止パッドや体幹パッドなどが必要な場合	-	ウレタンフォーム等の単一素材のもの。 通常座面用には使用しない。 背部の痛みや感覚の低下が軽度である場合、背面用に使用することがある。 パッドとして使用する。(背部及び座面等) * 片側1個で算定する。